

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

## 公 告

### 公 告

下記防火対象物は、火災の予防に危険であること及び消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めため、平成28年5月26日、消防法第5条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり履行するよう命令したものである。

平成28年5月30日

静岡市消防長 望月 昇

### 記

#### 1 防火対象物

住所 静岡市葵区紺屋町1番地の3

名称 岩久本店ビル

#### 2 命令を受けた者

住所 静岡市葵区紺屋町1番地の3

氏名 有限会社岩久本店 代表取締役 渡会芳史

#### 3 命令事項

上記防火対象物1階避難通路に存置している物品（プランター枯れ木4鉢、一斗缶（新品）3缶、立て看板1個、発泡スチロール16個、90Lゴミ袋2袋、プラスチック製買い物かご2個、スチール製ラック1台、調理器具の乗った業務用ステンレス製テーブル1脚、パレット3個、プラスチック製ゴミ箱（空）1個、おしぼり入りゴミ箱1個、一斗缶（廃油入り）2缶、ビール樽1個、廃棄用段ボール6個、木製看板1個、プラスチック製ゴミ入りゴミ箱1個、傘7本、プラスチック製バケツ3個、ガラス片2枚、鉄製の架台1脚、折り畳み式コンテナ2個）は即時に除去すること。

#### 4 命令の理由

立入検査を実施したところ、平成28年5月26日19時00分に、1階避難通路に存置している物品（プランター枯れ木4鉢、一斗缶（新品）3缶、立て看板1個、発泡スチロール16個、90Lゴミ袋2袋、プラスチック製買い物かご2個、スチール製ラック1台、調理器具の乗った業務用ステンレス製テーブル1脚、パレット3個、プラスチック製ゴミ箱（空）1個、おしぼり入りゴミ箱1個、一斗缶（廃油入り）2缶、ビール樽1個、廃棄用段ボール6個、木製看板1個、プラスチック製ゴミ入りゴミ箱1個、傘7本、プラスチック製バケツ3個、ガラス片2枚、鉄製の架台1脚、折り畳み式コンテナ2個）を確認した。

この存置している物品は、消防法第5条の3第1項に規定する、放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件及び放置され、若しくはみだりに存置された物件にあたり、火災の予防に危険であること及び消火、避難その他の消防の活動に支障となると認められること。